

民主政治を蹂躪した本郷町庁舎襲撃

アメリカで令和3年1月、米連邦議会議事堂がトランプ大統領(当時)の支持者らに襲撃されました。事件は令和2年11月の大統領選で敗北した前大統領ドナルド・トランプ氏やその周辺が「選挙に不正があった」と虚偽主張を繰り返し、その主張を信じ込んだ一部の支持者らが選挙結果の確定を阻止しようと議会に突入したものです。暴徒による議会の蹂躪は、米民主政治を危うくする重大事件です。

実は広島県でも暴力で地方自治体庁舎を取り囲み、自分らの要求を押し通すという暴挙がありました。前24号で紹介した本郷町庁舎襲撃事件です。町議会で議決した予算が不服で、解放同盟員らが同和予算増額を求めて庁舎を襲撃したのです。解同が「同対審」完全実施、「特別措置法」即時具体化の要求を武器にして、地方自治体に同和予算の増額を要求する闘争を行う中で起きた事件です。

「国民融合をめざす部落問題広島県会議」が発行した「広島の部落問題」に、解同が「行政交渉」と言っている実態が描かれています。

約1000人もの同盟員らが庁舎に押しかけ、「議員の胸ぐらをつかむ」「ドロ靴を机の上にあげる」「気に入らないとマイクで机を叩く」「目の前の人にスピーカーのボリュームを最高にあげてガンガン怒鳴る」。庁舎内が手の付けられない騒擾状態になっていた様子が描かれています。「ヘルメットを被った者達が竹の棒を持って町内を駆け巡ったというのは、中核派や革マル派など過激暴力集団の行動と同じです。

なぜ常軌を逸する暴挙が行われたのでしょうか？これを解明する為に、まず解同が闘争をどのような活動方針の元に行っているのかをみていきましょう。

全水(全国水平社)が「徹底的糾弾を為す」と創立大会で決議し実践にうつしました。その伝統を、解放委(全国解放委員会)や解同が継承します。「糾弾闘争の正当性は、社会的不正義を追及し、ののしり、罵倒するところにある」(1972年度一般活動方

針)。後にこう定義した糾弾は当初から暴力を伴うことの多い激しいもので、部落の人たちに対する警戒心や「水平社はこわい」という恐怖心を植えつけました。差別は許されないことは言うまでもありませんが、差別をしたという者にリンチ(私的制裁)することも許されません。全水が創立された時、既に我が国は刑法などの法律を整えた立憲国家でした。法の手続きに従って司法の裁きに解決を求めるべきで、リンチによって制裁しようとする「糾弾」は始まりからして誤りでした。しかし人々が恐怖に怯える「糾弾」は、「相当程度の成果を上げ」、その後も解放運動の「基本的戦術」として糾弾闘争が行われ続けます。

解放委は昭和 26 年第 7 回臨時大会で、「差別事件を政治闘争、権力闘争へ転化する道筋を示した」重要な運動方針を決定します。差別発言を個人の責任ではなく、行政の責任にして糾弾する「差別行政糾弾闘争」です。

翌 27 年の部落代表者会議では「部落に対する行政の停滞が差別を温存・助長している」と、差別事件を行政の責任にして解決させるという基本方針を決定します。差別事件をテコとして、行政の停滞が差別を助長していると糾弾し、行政から予算を獲得する「解放行政樹立」の闘争へ展開していきます。

35 年第 10 回大会で部落解放同盟と改称します。地方自治体を糾弾する活動方針を次のような理由で決定しています。(以下はその要約です)

«「アメリカ帝国主義の日本を植民地支配する支柱となっているのが天皇制、独占資本、大地主であり、彼らの搾取と支配によって差別を押しつけている。部落を苦しめているのは、国家権力の出先である司法・警察であり、それらの暴力に守られている地方自治体の差別行政である。教育委員会や協同組合なども彼らに奉仕し差別行政を助けている。このような部落民の生活を苦しめ、低めるための役割を果たしている行政はいっさいが差別である。部落民の生活を守り、高めることを妨げるいっさいの障害は、我々にとっては差別を意味する。従って末端行政機構の中軸である地方自治体の差別行政と戦うことなしに運動が発展しないことは当然である」»

アメリカを帝国主義とし、天皇制・独占資本・大地主が日本を支配していると断じ、警察や司法を暴力と決めつける。地方自治体やそれに協力する組織を国家権力の末端機構と位置づけ、搾取・支配を押しつけていると敵視する。これは警察や軍隊を暴力装置とみなし、地主や資本家はブルジョアで打倒すべきだとするマルクスの革命史観

そのものです。差別行政、差別支配が部落民を苦しめている、部落民の生活を妨げる障害は一切が差別であるという考えは独善としか言いようがありません。このマルクス主義を元にした方針が実行され、その結果自治体は主体性を失い、事実上支配されます。

昭和 33 年から政府や国会に対して、部落問題に関する「国策」を樹立する要求を行う中で「同和対策審議会」が 35 年 12 月に設置され、40 年 8 月に「答申」が出されます。44 年 7 月には特別措置法「(同和対策事業特別措置法)」が公布施行されます。

同和対策事業が、特別措置法の制定によって、法的根拠を得、その上に実施されるということになりました。

同法は「国及び地方公共団体は、同和対策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない」(第 4 条)と同和対策事業の推進に向けての努力を国と地方公共団体の責務として義務づけました。

昭和 44 年 12 月、解同を再建と称して分裂させた再建解同広島県連の委員長は、社会党最左派でプロレタリア独裁を明記しマルクス＝レーニン主義を基本理論とする社会主義協会派に属する小森龍邦氏がなりました。共産党を排除し、自治体へ糾弾闘争を激しく行う中で、組織の拡大と強化をしていきます。

解同は「同対審答申完全実施」「特別措置法具体化」の要求を武器にして行政を糾弾していく戦術をとっていきます。その戦術を解放新聞 24 号で紹介します。

«「要求は無数にあります。一つの要求が実現すれば、次の要求に発展します」「住宅要求闘争、生業資金獲得闘争、乳幼児保育所建設のたたかい、教育諸要求闘争とその要求は多様であり、一つ一つ実現し、そして次の要求闘争へ発展しているのです」「繰り返すようですが、要求は無限にあり、その実現に向かってたえず運動の質的な発展をもたらさねばなりません」「組織づくりにも、要求闘争の質的な発展にも『特別措置法』具体化の闘い、『答申』完全実施の闘いが何よりの武器となるということはいうまでもありません」「すでに触れたように 70 年代の部落解放運動は、『特別措置法』を武器に、法的な裏付けによって日常の要求闘争を戦っていく、という新しい歴史的な発展を見せています。私たちの理論と力によって日常要求闘争を戦い、今日の発展を見たわけです。加えて 70 年代の私たちの要求闘争は『法』によって裏付けされている

ということ、政府や自治体は『特別措置法』に基づいて、私たちの要求に応えねばならぬ行政としての義務を負っているわけです。この有利な条件を最大限に生かし日常の戦いをさらに発展させていくことであります」

「このためには、要求闘争と結合した日常の学習活動を組織的に進めなければなりません。私たちの要求を差別として位置づけることができるかどうか、これが要求実現の1つの決め手になります。そのためには日常の学習活動です。私たちの学習活動は、もちろん学習のための学習ではなく、闘いによって完全解放をなしとげるためのものです」>>（部落解放第16回全国婦人集会報告）

要するに、要求は何でも差別と関連づける。「無限」にある要求。要求を差別闘争に展開していく学習活動を組織的に進める。「特別措置法」を武器にして、対策実施や差別事件を行政の責任にして追及し、「無限」に要求を発展させる闘争を展開していく。ということです。

本郷町庁舎襲撃に至る経緯を、昭和45年から46年に解放新聞に掲載された記事を元に再現してみましょう。

解同の本郷町に対する「同和関係予算」増額に関する最初の「交渉」は昭和45年6月に行われています。解放新聞によると、町は「『一生懸命勉強します』と念書で決意の一端を述べている」とあり、この会で解同に「念書」を書いています。

11月28日と翌46年1月20日にも同和予算増額の「交渉」が行われましたが、この時対応した同和室長の発言を「差別発言」、町の示した政策を「融和政策」として、後に糾弾を受けます。解同が満足する回答でなかったのです。「差別」と関連づけての糾弾が始まります。

12月28日にも庁舎で吉井町長に住宅貸付の支払いについての交渉を迫ります。

翌46年2月13日、本郷支部が400名を上回る人数で「昭和46年度予算」交渉を行います。地元部落住民だけでなく広教組・高教組や・県内支部代表者らも加わります。しかし会は解同が要求する具体的行政施策が示されなかったとして「紛糾」します。この中で同和室長が11月28日と翌46年1月20日に対応した際に発言した言葉を「差別発言」として糾弾します。

問題となった発言内容は、住宅貸付をめぐり住宅貸付資金が外されていることにつ

いてで、「保証人の件で町長が外した。親子の保証人はいけない。貯蓄のできない者は貸し付けできない」「この制度については農協に敬意を表して欲しい」というものです。

解同はこの発言を「明らかに恩恵的な融和政策を表したもので、差別体質」と同和室長を糾弾し辞職を要求します。町長が保証人の件で外したと伝えたことや貸付をした農協に敬意を表して欲しいと言ったことが融和政策で、それを差別として糾弾したのです。解同の気に入らないものは何でも差別になるということです。400名を超える同盟員らを取り囲む衆人環視の中での糾弾は、交渉とは名ばかりの吊るし上げです。辞職しろと脅され、職を失う恐怖に陥らされた同和室長は進退について「町長に一任する」と述べます。

一任された町長も糾弾を受けます。12月28日の住宅貸付金の支払いを巡り、年明けに交渉をしようという町長に対して、年内に支払いをするよう催促する解同との間でやりとりした際の発言が差別とされたのです。

「恩恵的にやっている気持ちでやっている差別的体質だ」と追及されます。こうして解同の要求を受け入れるしか選択の余地はない状況に追い詰められます。

記事には「行政責任を明確にした『特別措置法』の法を無視した行政責任者の発言は大きな問題を含んでおり、(2月)22日には、行政ベースでの計算でなく近隣市町村と足並みをそろえた解答を出すぐらいの前向きな姿勢になることを期待したい」と、引き続き発言を差別にして糾弾し、特別措置法を武器に、行政責任として、同和予算増額要求をする予定であることが書かれています。(16号)

2月26日にも本郷支部との交渉が行われました。解放新聞によると解同への支部活動委託助成金についてこの「交渉」で、「『504万200円のうち当初予算で300万円、残る204万200円は、町財政を考え年度内に考慮する』との町長回答を受けた」(33号)と書かれています。

本郷町では3月末から「昭和46年度第1回定例議会」が開かれ、町側から同和对策関係予算案として7千875万円が提案されました。解同への支部活動委託助成金300万円の原案は、委員会での審議で150万円に削減されること、また総額で約220万円減額とすることが議決されました。4月14日の本会議では議会全員一致

で、「解同本郷支部への委託助成金は 47 年度以降 100 万円にすること、住宅貸付金については今後一切認めない」という要望書を吉井町長に提出します。

しかしこれに対して解同は、「調査団」を派遣して、町議会での議決を覆します。解放新聞 7 月 5 日号に「本郷町に調査団」という見出しで「8千万円の同町同和対策事業に予算案が否決された為」、「小森委員長を団長に、行政、議会両面の調査を行い、行政責任を明らかにする」ことと、6 月 30 日に「調査団」を派遣予告する記事が書かれます。議会議決に不満を持ったのです。

実際に 6 月 30 日と 7 月 8 日の 2 回にわたり町議会議長・議員ら 18 名に対し小森委員長を団長とする「県連調査団」が乗り込みます。8 日の議会との交渉に解同は 40 人が押しかけ、3 月議会での議員の発言を差別発言として糾弾します。気に入らない発言を差別にして糾弾し、要求と関連づけて認めさせるというやり方です。解放新聞記事 7 月 15 日号(30 号)には

「議会での差別発言に対する糾弾の結果、3 名の議員が、それぞれ差別性を認め、今後いっそう努力することを誓った。また『要望書』については、8 日に町議会が、協議した結果、同日付で、吉井町長に対し撤回する旨を文書で伝えた。さらに『同和対策関係費』の予算差し替え分については、『町長より再度提案があれば前向きに取り組む』との全町議の決意が奥島議長より調査団に伝えられた。」

議会で議決したものを糾弾により覆す。これを記事は「本郷町独立路線に歯止めを打った」と書き、見出しに「”本郷町政騒乱記” おわる！」と掲げています。町政の主体性が失われたということです。

8 月 6 日、解同は本郷町庁舎を取り囲んで糾弾します。その人数はなんと 1000 人、まさに襲撃です。襲撃の理由は、7 月 8 日に議員らを糾弾した際、委託助成金について「町長から再度提出されれば前向きに取り組む」と全町議員に確認させていたものの、その後町側からの再提出がなかったというのが理由です。

庁舎に押しかけて徹底糾弾した記事、解放新聞 8 月 15 日号(33 号)を紹介します。

「1000 人が庁舎囲む！ 本郷町行政を徹底糾弾！ 「”嬉しがらせて泣かせて消えた” 7 月 8 日の確約内容(本紙 30 号所載)を一方的に破棄した本郷町(吉井政範町長)に対して県連は 6 日、県連各支部同盟員約 1000 名の動員の中で糾弾行動を

展開した。当日は午前 9 時 30 分から本郷高校体育館で決起集会を開いた後、本郷町役場において交渉を展開した。交渉には、町長以下課長クラス及び町会議員を相手に終始揺らぐ本郷町同和行政を糾弾した。まず本郷支部に対する 504 万 200 円の委託助成金について追及。本郷支部は、今月 2 月 26 日の対町交渉で、「504 万 200 円のうち当初予算で 300 万円、残る 204 万 200 円は、町財政を考え年度内に考慮する」との町長回答を受けたが、4 月当初で 150 万円を計上しただけで、その上積みは見られなかった。さらに 4 月 14 日の同町議会本会議で全議員が「今後本郷支部に対する委託助成金は 150 万円以下とされたい」との「要望書」を吉井町長に提出、吉井町長もこれを受けて支部との確約はあっちのけで残る委託助成金は計上しなかった。この態度に「本郷町の差別体質は部落解放県政樹立の戦いに大きな支障をきたすものである」として、県連は 6 月 30 日、7 月 8 日の 2 日、調査団(団長小森委員長)を派遣、町長部局と町議会と交渉した。その結果 8 日には、委託助成金について町長より再度提出されれば前向きに取り組むとの議会の総意が確認されていた。しかしその後、理事者側から残る委託助成費について議会に提出されず、支部活動は完全にマヒ状態となった。6 日の交渉ではこの経過を述べる中で理事者、議会側を鋭く追及。交渉会場の庁舎 2 階会議室には、吉井差別行政に対し、青年高校生が町舎外でデモンストレーション、「吉井町長糾弾、差別行政糾弾」という激しい声が聞こえる。これに合わせて、外で待機する各支部の同盟員約 300 名が、「ワッショイ、ワッショイ」と交渉団に力強い声援。約 200 名の交渉団も外部からの支援を受け、鋭く町側を追及する。吉井町長は、「町財政との関係」を逃げ口上に、事業を財政に合わす前向きな行政姿勢を示さない。背信行為をとりつづける町側に、「委託助成金はビター一文もまけない」と支部側。10 時 30 分から 1 時間経過した 11 時 45 分頃、ようやく「活動費のうち、75 万円を専決処分によって明日(7 日)中に支払う。残る 75 万円は、9 月定例議会に提案、修正減額の場合は町長の職を辞す」と回答した。さらに残る 204 万 200 円については、「財政の許す限り 12 月定例議会において考慮する」と答えた。そもそも「同対審」答申も明記しているように部落問題の解決が行政責務であるにも拘わらず、もっぱらその「責務」は活動側が肩代わりしているということを考慮すれば、あまりにも回答がおそすぎだ。また、活動助成金同様、ダメされ続けてきた住宅建設貸付資金 4000 万円(47 年度分)について、予算化されていない残る 2000 万円は、1000 万

円を農協から借り入れ、1000 万円を 9 月定例議会で補正することを確約した。庁舎を取り囲んで糾弾行動で、もうウソは言うまいと信じたいと思う心は同盟員の真意。理事者、議員諸氏、「嬉しがらせて泣かせて消える」ペテン師根性は復活させないでと声を大にして訴えたい。」

「最後に、差別実態解消に全力をあげることに合わせて、町民の研修を進めるために、8 月末までにまず指導者研修を、さらに 9 月から 10 月にかけて町内 50 カ所で「同和教育研修会」を開くことを確認した。研修結果は 10 月末に県連側に報告がある。」>>

地方自治は、選挙で選ばれた首長と議員らでつくる議会によって構成され、民主政治が行われる仕組みになっています。首長側が行政を担い、議会に対しては予算案の提案等を行い、議員は行政を監視し、議会で予算の議決をするなどして民意を反映する仕組みです。民主政治の象徴である地方自治、つまり行政(首長)と議会(議員)を対象にした攻撃は決して許されるものではありません。議会での議決を受け入れず、議会と行政を担う庁舎を襲撃して暴力で議決を覆した事件は民主主義を汚す暴挙です。大勢で脅し、糾弾で書かせた確認書の内容が履行されないからといって、だまされた・背信行為と罵倒したり、ペテン師とののしる行為に正当性はありません。民主的な手続きに基づいて行われる議会決議、町行政を糾弾することこそが不法行為、不正義です。

記事にもある「同和教育研修会」は解同が行う教宣活動に加担させられて本郷町が町民を対象に行いました。研修結果の報告を求められる、町がすすめる同和研修会で不満が出ると、研修内容が悪いなどの理由で糾弾を受けるか、やり直しを要求されるのは明かです。そのため住民の同和问题に対する不満は町が抑えるなど、理不尽なことがおこっていきます。

解同は特別措置法によって同和対策の実施の責務を負うことになった他の地方自治体にも同対審答申・特別措置法を武器にして、対策の実施や予算増額を厳しく要求していきます。丸腰の自治体に行われる暴力的な糾弾。それは「ボロボロになるほど闘ってきたが常に負けてきた」と谷川和穂広島県選出衆議院議員が、自民党教育問題連絡協議会で広島教育問題について嘆いた平成 10 年 3 月 18 日、少なくともそれまで約 30 年間続きます。